

一関労働基準監督署からのお知らせ

令和6年
1月号

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

一関労働基準監督署 職員一同

日頃より労働基準行政の推進について、深いご理解のもと、ご支援・ご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

当署の業務運営には、皆様方のご支援・ご協力が不可欠でございます。

本年もよろしくお願ひ申し上げます。

一関労働基準監督署長

1, 死亡災害が発生しました！

令和5年11月24日、当署管内の事業場で死亡災害が発生しました。

災害の概要は、「冬季死亡災害ゼロ100日運動通信」に記載しておりますが、木材・木製品製造業の事業場で、貨物自動車の荷台に積載した原木の荷卸し作業中、被災労働者が原木を固定していたラッシングベルトを外したところ、落下防止用の支柱よりも上に積まれていた原木1本が落下し、被災労働者に激突したというものです。

令和5年は、残念ながら死亡災害ゼロを達成することができず、また、冬季死亡災害ゼロ100日運動中ということもあり、この点でも目標を達成することができませんでした。

死亡災害はあってはならないものです。

各事業場の皆様におかれましては、今後も労働災害ゼロを目標に、安全衛生対策の着実な実施をしていただきますようお願い申し上げます。

2, 岩手県特定(産業別)最低賃金が改定されました！

~~「使用者も、労働者も、お互いに。必ず確認、最低賃金。」~~

岩手県特定(産業別)最低賃金が以下のとおり改定されました。

現在の賃金額が改定額を下回っている場合は、発効日から賃金額を改正する必要がありますので、対応をお願いいたします。

※ 最低賃金の対象となる賃金には、時間外・休日・深夜手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。



- 以下の6産業については、特定(産業別)最低賃金が設定されています。

※適用する産業については、裏面を参照してください。

なお、次の労働者については、特定(産業別)最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- (4) 下記(ア)及び(イ)の業務に主として従事する者

鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

時間額 **949円** 令和5年12月30日発効

自動車小売業

時間額 **945円** 令和5年12月30日発効

光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

時間額 **925円** 令和5年12月30日発効

次の業務に主として従事する者は除外されます。
(ア) 手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務

各種商品小売業

時間額 **767円** 平成28年12月11日発効

- 「各種商品小売業」に該当する事業所のうち、従業員が常時50人未満の事業所に適用されます。

百貨店、総合スーパー

時間額 **800円** 平成30年12月28日発効

- 「各種商品小売業」に該当する事業所のうち、従業員が常時50人以上の事業所に適用されます。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 **917円** 令和5年12月30日発効

次の業務に主として従事する者は除外されます。
(イ) ①手作業による包装又は袋詰め業務
②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組組、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務

注: 「各種商品小売業」は、平成28年12月11日に767円に、「百貨店、総合スーパー」は、平成30年12月28日に800円に改正されて以来、据置きとなっています。

当該特定(産業別)最低賃金は、現在の岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金**893円**が適用されます。

「冬季死亡災害ゼロ 100 日運動」(令和5年 11月 22日~令和6年 2月 29日)展開中です！

重点事項(安全意識の高揚、管理体制の活発化、重機や機械設備・冬季特有災害防止等)への取り組みをお願いします。

3, 労働契約締結時等に明示する労働条件の明示事項が追加されます!



令和6年4月1日以降に締結される労働契約から、労働条件明示のルールが変わります。

すべての労働者については、

①労働契約の締結時と有期労働契約の更新時

⇒ 就業場所・業務の変更範囲を明示

有期契約労働者については、

②有期労働契約の締結時と更新時

⇒ 更新上限の有無と内容を明示

③無期転換申込権が発生する契約の更新時

⇒ 申込機会、転換後の労働条件を明示

する必要があります。

4, 令和5年11月末現在における労働災害の発生状況について

休業4日以上	の死傷災害	182件	(前年同期と比較して+18件、+11.0%)
(うち、コロナを除く)		152件	("+37件、+32.2%)
うち、死亡		1件	("-1件減少)

令和5年11月末現在の死傷災害は182件で、前年同期の164件から18件11.0%の増加となっています。このうち新型コロナウイルス感染症によるものは30件(全体の16.5%)で、これを除くと152件となるものの、前年同期の115件からは37件32.2%と大幅に増加しています。

また、死亡災害が1件は発生しています。

業種別(新型コロナによるものを除く)では、①製造業39件(前年同期+7件+21.9%)、②建設業24件(同+7件+41.2%)、③商業16件(+5件+45.5%)及び保健衛生業16件(同+3件+23.1%)、④接客娯楽業15件(同+12件+400.0%)、⑤運輸交通業11件(同-6件-35.3%)となっており、運輸交通業を除いて増加しています。

事故の型別(新型コロナによるものを除く)では、①「転倒」48件(構成比31.6%。前年同期比+14件+41.2%)、②「墜落・転落」25件(同16.4%。+9件+56.3%)、③「飛来・落下」14件(同9.2%。+9件+180.0%)、④「激突され」13件(同8.6%。-1件-7.1%)、⑤「はさまれ・巻き込まれ」12件(同7.9%。-5件-29.4%)及び「動作の反動・無理な動作」12件(同7.9%。+7件+140.0%)となっており、「激突され」及び「はさまれ・巻き込まれ」を除いていずれも大きく増加しています。

当署では、令和5年の労働災害を新型コロナによるものを除いて135件以下とするべく、労働災害防止の周知・啓発、監督指導等に努めて参りましたが、達成できませんでした。

また、死亡災害ゼロも、達成することができませんでした。



5, 令和6年における労働災害防止に係る目標について

当署では、令和5年に策定した第14次労働災害防止計画の当署版に基づき、令和6年における労働災害防止に係る目標を、

○全労働災害減少目標 ⇒ 143人以下 ○死亡災害 ⇒ 0人(発生させない)

と定め、あらゆる機会を通じて労働災害防止の周知・啓発を行うこと、監督指導の実施等により、目標達成に向けて労働災害防止対策を推進して参ります。

労働災害はあってはならないものです。

各事業場の皆様におかれましては、令和6年には労働災害を発生させないという決意の下、労働災害防止対策を着実に実施していただきますようお願い申し上げます。

ご安全に!!



1月31日までは、「いわて年末年始無災害運動」期間中です。
「あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害」 冬季型労働災害防止対策を実施しよう!